

令和8年度河北町省エネ家電買い換え等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減と、古い家電製品から省エネ家電製品への買い換えによる省エネ家電の普及促進を図ることによりゼロカーボンシティの実現を目指すとともに、町民のゼロカーボンシティへの意識啓発に寄与するため、省エネ家電製品の買い換え等に要する経費に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成9年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「省エネ家電製品」とは、エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）、電気冷蔵庫及びLED照明機器をいう。

(補助対象製品)

第3条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品（以下「補助対象製品」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) エアコン及び電気冷蔵庫

ア 町内の事業所において購入した未使用品であること。

イ 補助対象製品が令和8年4月1日から令和9年1月31日までの間に購入したものであること。

ウ 平成27年以前に製造された既存のエアコン及び電気冷蔵庫からの買い換えであること。ただし、エアコンについては、居住する住宅に未設置かつ同一世帯に65歳以上の者がいる場合、新規購入についても補助対象とする。

エ 買い換えの場合は、購入時点において、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100パーセント以上かつ、統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上であること、新規購入の場合は、購入時点において、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が70パーセント以上かつ、統一省エネラベルの多段階評価点が1.0以上であること。

(2) LED照明機器

ア 町内の事業所において購入した未使用品であること。

イ 補助対象製品が令和8年4月1日から令和9年1月31日までの間に購入したものであること。

ウ 既存の照明機器（LED照明を除く。）からの買い換えであること。

エ 屋内に固定して使用するものに限る。（コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるものや屋外用を除く。）

オ 購入時点において、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100パーセント以上かつ、統一省エネラベルの多段階評価点が4.0以上であること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ自らが居住している町内にある住宅（店舗付き住宅の場合は居住部分に限る。）に補助対象製品を設置する者
- (2) 町税等の滞納がない者
- (3) 同一世帯において、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。
- (4) 補助事業について、国、県、その他団体及び本町の他の補助金等の交付を受けていない者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象製品の購入及び設置に係る費用（地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、補助対象製品の処分に係る費用は対象外とし、クーポンやポイントによる割引の額は補助対象経費から差し引くものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象経費が15万円以上の場合 3万円
- (2) 補助対象経費が10万円以上15万円未満の場合 2万円
- (3) 補助対象経費が5万円以上10万円未満の場合 1万円
- (4) 補助対象経費が1万円以上5万円未満の場合 3千円

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度河北町省エネ家電買い換え支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年5月1日から令和9年2月26日までの間に町長に提出しなければならない。

- (1) エアコン及び電気冷蔵庫

- ア 補助対象製品の購入及び設置費用に係る領収書の写し及び補助対象経費の内訳が分かる書類の写し
- イ 補助対象製品の統一省エネラベルが確認できるカタログや仕様書等の写し
- ウ 未使用品であることが分かる書類等の写し
- エ 買い換えの場合は、処分した製品の特定家庭用機器廃棄物管理票（排出者控え）の写し
- オ 買い換えの場合は、処分した製品の機器の製造年が分かる書類等の写し
- カ 補助対象製品の設置状況が確認できる写真
- キ その他町長が必要と認める書類

(2) LED照明機器

- ア 補助対象製品の購入及び設置費用に係る領収書の写し及び補助対象経費の内訳が分かる書類の写し
- イ 補助対象製品の統一省エネラベルが確認できるカタログや仕様書等の写し
- ウ 未使用品であることが分かる書類等の写し
- エ 買い換え前後の機器の設置状況等が分かる写真
- オ その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助対象製品いずれか1種類とし、エアコン及び電気冷蔵庫の申請できる台数は1台までとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 町長は、前条の規定により申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度河北町省エネ家電買い換え支援補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、令和8年度河北町省エネ家電買い換え支援補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第10条 交付決定者は、補助対象製品の取得財産処分制限期間内に当該補助対象製品を補助金の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供するときは町長の承認を得なければならない。

2 対象製品の取得財産処分制限期間は、補助金を交付した年度の翌年度から起算して、

6年とする。ただし、町長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により当該補助対象製品を処分するとき。
- (2) 初期不良又は故障により当該補助対象製品を買い換え又は処分するとき。
- (3) その他町長が認めたとき。

(状況調査)

第11条 町長は、補助金を交付した年度の翌年度から起算して6年間、交付決定者に対し、必要な調査等を求めることができる。

2 交付決定者は、町長が前項の規定による調査等を求めた場合には、これに協力しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条及び第11条の規定は、なおその効力を有する。